

令和4年度

第32回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和5年2月10日（金曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	農用地区域編入に係る意見について
議案第3号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第5号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第9号	農用地利用集積計画について
議案第10号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認定について
報告事項	農地法第3条許可申請における別段面積の廃止について

出席委員（18名）

1 番	湯川 徳弘	1 0 番	中村 弘
2 番	辻本 傑	1 1 番	廣井 伸多
3 番	笠野 喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷 知彦
課	長	中村 保
副 課	長	藤田 誠一
班	長	中居 一樹
企 画	員	西森 和子
企 画	員	肥田 敬之
技 師		関 直弘

農林水産課

課	長	中兀 成浩
班	長	中川 拓哉
副 主 査		中井 寛貴

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第32回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書21ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績）ただいまより、第32回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る1月27日、辻本委員、山本委員、藤田委員、吉中委員、古川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。なお、大河内委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、報告いたします。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、古川委員、廣井委員に申し上げます。それでは議案の審議を始めさせていただきます。議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆中井副主査 番外、説明させていただきます。本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行(しこう)規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。お手元の資料、農用地区域除外及び編入参考資料(位置図)をご覧ください。全6件の申出があり、4ページに、位置図を示しております。全6件、一括して説明させていただきます。

①について説明させていただきます。参考資料の5ページから9ページをご覧ください。

5ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、川永地区、和歌山市立川永小学校の・・・に位置しております。また、5ページには代替地を、6ページには申出時に受領した代替地検討書を、7ページには申出地を周囲から撮影した写真を、8ページには、農用地区域の広がり、9ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。

・・・は、平成11年に開業した、・・・を運営する法人です。近隣の・・・の廃業に伴い患者数が増える見込みで、送迎用マイクロバスの駐車スペースが必要となることから、駐車場を増設することで利便性や安全性の向上を図りたいという意向です。申出地は、北側に既存駐車場、東側、南側、西側に農地に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、地域医療環境の向上が図られる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

②について説明させていただきます。

参考資料の10ページから16ページをご覧ください。10ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、川永地区、和歌山市立川永小学校の・・・に位置しております。また、11ページ、12ページには代替地を、13ページには申出時に受領した代替地検討書を、14ページには申出地を周囲から撮影した写真を、15ページには、農用地区域の広がり、16ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。利用者は、現在の住居が手狭で建替えを検討

しましたが条件がそろわなかったため、
・
・
・の住宅に隣接する自己所有地に建築したい意向です。申出地は、北側、東側に自己所有農地、南側に子の住宅及び水路、西側に農地に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

③について説明させていただきます。参考資料の17ページから21ページをご覧ください。17ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、川永地区、和歌山市立川永小学校の[〃]〃〃〃に位置しております。また、17ページには代替地を、18ページには申出時に受領した代替地検討書を、19ページには申出地を周囲から撮影した写真を、20ページには、農用地区域の広がり、21ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。利用者[〃]〃〃は、平成31年2月設立の[〃]〃〃〃を行う事業者です。業務拡張により、[〃]〃〃〃の保管場所等が不足しており新たに[〃]〃〃〃を設置したい意向です。また、現在、借りている既存の[〃]〃〃〃についてもあわせて農用地除外を行いたい意向です。申出地は、北側、東側に農地、南側に水路、西側に既存事業地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、産業活性化における地域振興が図れる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

④について説明させていただきます。参考資料の22ページから28ページをご覧ください。22ページにありますように申

出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、東警察署高積交番の[〃]〃〃〃に位置しております。また、23ページ、24ページには代替地を、25ページには申出時に受領した代替地検討書を、26ページには申出地を周囲から撮影した写真を、27ページには、農用地区域の広がり、28ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。利用者の[〃]〃〃氏は、土地所有者[〃]〃〃氏の長男で農業後継者指名を受けています。現在は三世帯が同居しており手狭であるため、実家や耕作地に近い場所に新居を建築したい意向です。申出地は、北側、東側に自己所有農地、南側に県道及び西側に市道に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

⑤について説明させていただきます。参考資料の29ページから34ページをご覧ください。29ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、河南コミュニティセンターの[〃]〃〃〃に位置しております。また、30ページには代替地を、31ページには申出時に受領した代替地検討書を、32ページには申出地を周囲から撮影した写真を、33ページには、農用地区域の広がり、34ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。[〃]〃〃は、[〃]〃〃〃に事務所を置く[〃]〃〃〃や[〃]〃〃〃を営む法人です。和歌山市内[〃]〃〃〃を予定しており、申出地を新たに資材置場として

利用したい意向です。申出地の北側は市道、東側、南側に農地、西側に宅地に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えられるものです。

⑥について説明させていただきます。参考資料の35ページから42ページをご覧ください。35ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、名草地区、和歌山市立名草小学校の・・・に位置しております。また、36ページから38ページには代替地を、39ページには申出時に受領した代替地検討書を、40ページには申出地を周囲から撮影した写真を、41ページには、農用地区域の広がり、42ページには、関係各課の意見を添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について、説明させていただきます。利用者の・・・は、・・・や・・・などの社会福祉事業を営む法人です。利用者が増加しており、・・・を設置したい意向です。

申出地の北側は道路を挟んで宅地、東側に宅地、南側に農地、西側に市道に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、地域福祉の向上が図られる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えられるものです。

以上の6件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第5号までの要件のすべてを満たすと判断し、除外を行おうとするものです。第1号から第5号までの概要につきましては、

- 1 申出地以外に代替すべき土地がないこと
- 2 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。説明については以上となります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績）No. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田 城司）議案第1号6番農用地区域除外に係る意見について説明させていただきます。令和5年1月27日 辻本委員、農林水産課職員、事務局と私で現地調査及び事情聴取を行いました。申請地は議案書のとおりです。現在の事業所より・・・ほどの所にあり現在は耕作放棄地となっています。

除外目的は、生活リハビリに特化した・・・で土地造成後、・・・及び・・・とします。現在運営していますデイサービスセンターでは、レクリエーションやカラオケなどの余暇活動、リハビリなどを行っていますがリハビリは大変好評で、1日の平均利用人数が定員の25名に迫る人数になっていて現事業所だけでは対応が難しくなっています。新規事業所をリハビリに特化することにより事業所それぞれのサービスの向上を図りたいと考えているそうです。排水に関しまして、雨水については敷地内で集水後、汚

水及び雑排水は、浄化槽を設置し処理後、北側水路に放流します。工事費用は、全額自己負担です。

近隣農家の方々には説明を済ませており、周囲の営農関係には悪い影響を及ぼす懸念は少ないと思います。現地調査と事情聴取の結果、転用について問題ないと思われませんが、委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆1番（湯川 徳弘）農林水産課に聞くが、・・・の件であるが、違反転用を含めての指導は、どうするのか。現状復旧を求めるかまたは始末書で済ませるのか。

◆中川班長 西側は非農地証明として農業委員会にはかり認めてもらっているが、農用地区域に入っているのを、併せて除外申請しています。

◆会長（谷河 績）他ご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑）農業振興地域の農地を転用許可するか、しないか判断するのは、除外ができていることが前提であり、要件の1つであるのに、先ほどの藤田委員報告で「転用OKです。」はおかしいのではないかと？私も現地に行って問題無いと思うが、事務手続きがおかしい。

◆中川班長 除外については、市から農業委員会に意見を求めている。

◆2番（辻本 傑）事務手続きの流れがおかしい。除外についての純然たる意見を言うべきである。

◆中川班長 転用と除外は裏表である。お

互い見込みがないと成立しない。

◆2番（辻本 傑）除外ができているかいないか確認して、転用許可の審査をするので、現時点で転用の話をするのはおかしい。除外と転用は別々、混ぜるはおかしい。

◆中川班長 転用の見込みがなければ、除外はできない。転用についてはまた8月に総会にかける。

◆2番（辻本 傑）今の段階で転用の見込みの報告をするのはおかしい。今後、改善せよ。

◆19番（岩橋 章博）農林水産課は意見を求めているだけで、農業委員会は意見を付けるために、現地調査をし、より詳しく意見を付けている。かつては別々にやっていたが、初めに細かく審査できていなかったのを、今のやり方にした。これは農業委員会のやり方である。

◆2番（辻本 傑）岩橋委員はいきさつをよく分かっているが、やはり要件の1つができていないのに判断するのはおかしい。

◆会長（谷河 績）辻本委員は、除外については、先に除外の意見を聞いて、その後、転用の審査となるので、除外の段階で転用の話をするのは、おかしいとの意見である。何か他にご意見、ご質問ございませんか。

◆1番（湯川 徳弘）実際、今まで、このやり方で除外と転用は、問題なくできている。

◆19番（岩橋 章博）追加意見させていただきたい。私は、報告委員は農業委員会を代表し、現地調査した内容を伝えるだけいいと考えている。結論を言うか、言わないかは委員個人の判断である。

◆会長（谷河 績）この問題については時間と議論を要するため、農政問題調査研究小委員会で検討させていただく。この議案の中身について、何か他にご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は「やむを得ない」と決しました。

議案第2号 農用地区域編入に係る意見について、提案いたします。

◆中井副主査 番外、説明させていただきます。本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行(しこう)規則 第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。お手元の資料、農用地区域除外及び編入参考資料(位置図)43ページから46ページをご覧ください。編入について、1件の申出がありました。参考資料の43ページをご覧ください。申出地は、赤色で着色し示しており、名草地区、和歌山市立明和中学校の・・・に位置しております。44ページには、申出地を二方向から撮影した写真を、45ページには、農用地区域の広がり、46ページには、関係各課の意見を示し添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について説明させていただきます。申出地は、令和3年12月20日締めで除外申出があり、令和4年7月8日付けで・・・、・・・を目的とする農用地区域除外を行いました。しかし、利用者である・・・氏の事情により施工を延期することとなり、引き続き農地として営農を継続するため、農用地に編入したいとの申出がありました。市として

は、今回の編入に合理的理由があると判断したため、農用地区域に編入することが相当であると考えます。

以上、編入に係る1件について、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の要件を満たすと判断し、編入を行おうとするものです。

◆会長（谷河 績）議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は「やむを得ない」と決しました。

議案第3号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が2件ありました。対象農地の面積は、田のみで3,721㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、14ページの議案第9号農用地利用集積計画No.5、16ページのNo.12で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が2件ございました。No. 1 20年以上前から山林となっている。No. 2 昭和42年7月1日から宅地として利用している。これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われまゝす。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で2件ありました。これらの案件は、

調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまゝす。

なお、No. 1については市街化区域の農地で使用貸借権の設定です。また、No. 2については市内新規就農のため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆4番（山本 茂樹）議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請No. 2について説明します。1月27日（金）私と古川委員それに事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者並びに申請地は議案書のとおりです。申請者は・・・で約30,000㎡の農地を耕作していますが、和歌山市内では新規就農となりますので、現地調査と事情聴取が必要となります。

所有農業機械は・・・それぞれ1台ずつ所有しています。

申請の内容はつまり、市街化区域内の農地を農地法第5条の届出で長屋住宅と駐車場を造って、残地の157㎡の農地を農地法第3条の許可申請で取得すると言う事です。157㎡の市内新規就農で・・・を作付するということですが、遠い距離を通過して157㎡の農地を本当に耕作されるのですねと尋ねると必ず耕作しますとのこと。問題はないと思いま

すが、皆様方の慎重な審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第6号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。No. 1 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は、現在居住している住宅が、老朽化しており、進入路が狭いため、将来に非常に不安を感じていることから、自分の長男の家が近くにあり、また、耕作地に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

◆会長（谷河 績）議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元副主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

い。

No. 1 申請地は、川永地区・・・、紀伊駅から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は現在、申請地近くで・・・を営営しておりますが、来院者用の駐車場が不足しているため、近隣トラブルが発生しているとのことです。今回、来院者が利用しやすいよう駐車スペースを確保でき、車の出入りがしやすい当該申請地へ医院を移転するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在、・・・に居住しておりますが、実家の両親が体力的に農業を継続することが困難になってきており、自身が農業を継承したいという目的から、実家に近く、耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 3 申請地は、東山東地区・・・、伊太祈曽駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、申請地の隣地で、現在、・・・の販売等を営んでおりますが、地元農家との取引が好調であることや、・・・も繁盛していることから、事業環境を改善するため敷地を拡張してリニューアルしたいとのことです。申請地隣地の既存宅地部分と一体で開発し、・・・付き・・・店舗1棟、・・・1棟へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、西和佐地区・・・、和歌山東警察署から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人が露天駐車場として転用し、備考記載の法人へ賃貸借します。なお、当法人は申請地南側隣地に拠点があり、現在の駐車場では、駐車スペースが確保しきれないとのことです。

No. 5 申請地は安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は申請地南側の住宅に居住していますが、自宅に車を乗り入れるのが難しいため、当該申請地を進入路として転用申請し、拡幅したいとのことです。

No. 6 申請地は三田地区・・・、交通センター前駅から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供がおり、手狭になってきたため、実家に近く、生活環境が整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定で開発許可申請中です。

No. 7 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供がおり、手狭にな

ってきたことから、耕作地に近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 8 申請地は、西和佐地区・・・、高速インター出入口から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は、高速道路の長期的な道路機能を確保する公共工事を請け負っておりますが、工事規模の拡大のために資材を設置する場所が新たに必要となったために当該申請地を露天資材置場へ転用申請するものです。なお、賃借権の設定で、2年間の一時転用となるため、最終的には農地へ原状回復いたします。

No. 9 申請地は、東山東地区・・・、四季の郷公園から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、当該申請地が日光を遮るものがなく、日当たりが良いので多くの発電量が見込めること、また所有者自身が農業を継続するのが困難で耕作放棄地となっていること等の理由から太陽光発電施設へ転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしていると思われれます。また、No. 1、3、4、9については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆4番（山本 茂樹）議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1について説明します。1月27日

(金) 私と古川委員それに事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。申請者並びに申請地は議案書のとおりです。申請理由は現在申請地の近くで歯科医院を経営していますが、駐車場が不足しており、近隣トラブルが発生しております。又、玄関に段差があるためバリアフリー化したいと考え本申請地を選んだとのことです。

本申請地は県道粉河加太線に面し、車の出入りがし易く十分な駐車台数も確保でき、また周辺農地への影響も少なく診療所の建設地として最適であると思います。隣接農地の同意と水路への排水同意も得ており特に問題は無いと思いますが、皆様方の慎重な審議をお願いします。

◆会長(谷河 績) ありがとうございます。No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藤田委員さん報告願います。

◆5番(藤田 城司) 議案 第8号No. 3農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。令和5年1月27日辻本委員、事務局と私で現地調査及び事情聴取を行いました。申請地は議案書のとおりです。

転用目的は、事業環境改善のため敷地を拡張し、・・・です。現在、申請地の隣接地で・・・を営業し、近くで・・・を営んでいます。近年・・・の利用者が増加傾向にあり、・・・も手狭なため取引先200軒以上の農家に対して満足のゆく供給の場を提供できておらず、今回、店舗を大きくし・・・と・・・を一つに集約し利便性を高め、車両の駐車スペー

スにおいても十分に配置し安全な場内交通を確保することにします。・・・については、既存の敷地が狭いため今以上の増築などが困難なため申請地に・・・を建築し安全管理に努めるとともに・・・に出品に来た農家様に同じ場所で農薬購入を行うことができるようになり便利になると思います。また、ネット通販の事務所も併設し地元農産物の有利販売につなげてゆきたいと考えています。

排水に関しまして、周囲に擁壁を設置し土砂などの流出はしないようにします。雨水については南側側溝及び西側水路へ放流し、汚水及び雑排水は、浄化槽を設置し処理後西側水路に放流します。工事費用は、全額自己負担です。近隣農家の方々には説明を済ませており、周囲の営農関係には悪い影響を及ぼす懸念は少ないと思います。現地調査と事情聴取の結果、転用について問題ないと思われませんが、委員の皆様方の慎重なご審議をよろしくお願い致します。

◆会長(谷河 績) ありがとうございます。次に、No. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので古川委員さん報告願います。

◆6番(古川 祐典) 議案第8号農地法第5条許可申請No. 4について、去る1月27日、山本農業委員、事務局職員とともに現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地及び申請者は、議案書のとおりです。申請目的は、・・・で、転用後、本申請地の隣に店舗を構える・・・へ賃貸借するものです。

借人である・・・は、既存の駐車場だけでは台数が不足しており、新たに駐車場スペ

ースを増やしたいとのことでした。排水は、申請地北側の既設水路に放流し、進入路については、東側の国道24号線から進入する計画で、それ以外の北側、西側、南側については擁壁とフェンスを設置することです。申請書には、関係土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地への影響もなく、特に問題がないと思われませんが、委員の皆様のご慎重なご審議をよろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。次に、No. 9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので辻本委員さん報告願います。

◆2番（辻本 傑）議案第8号No. 9の農地の権利移転と転用に関する事案について、1月27日に藤田委員と私のほか、事務局職員も加わり、現地調査並びに申請人からの事情聴取を行いました。その模様を報告いたします。申請人及び申請地は、議案書11ページに記載のとおりです。申請人は、・・・に本社を構え、再生可能エネルギーによる・・・のほか、発電事業のための・・・などを業として行っています。

申請の対象になっている農地の現況は、休耕地となっており、地形的に三方が開けて採光が多く取れるなど、・・・には最適地だと考え折衝した結果、快く譲って貰えることになったようです。

申請人は、当該農地の権利移転完了後、雑草の処理や地均し程度の軽微な工事はするものの、ほぼ現状のままで利用する運びとしています。地均しなどの工事が終わり次第、境界から1メートル程度内側にフェンスを設け、その外側に沿って

防草シートを敷き詰め、隣接農地への雑草の広がりを防止することになっているほか、年間3回程度の草刈りをする旨の説明があったことから、太陽光パネルを設置したとしても隣接農地への悪影響は少ないものと考えられます。ちなみに、隣接農地は、現地調査時点では今回申請のあった農地と同様に休耕地となっています。なお、雨水などの排水は、これまでと同様に自然浸透によるほか、自然勾配により既存の水路へ放流する計画であることから、これまでの環境が大きく変わる心配はなく、周辺農地へ与える影響は少ないものと考えられます。また、周辺住民に対する説明に対しては、誰からも異論は無く、この点からしても、本件事案に問題は無いものと思われま。転用事業は、全額自己資金で賄われるほか、主として企業への売電を目的に、各地で太陽光発電事業を行っている実績等から考えて、資力、信用等、事業遂行上の問題は少ないものと思われま。以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われまが、委員各位による十分なご審議をお願いして報告とします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第8号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案第9号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が13件ございました。賃借権が3件、使用貸借権が10件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。No. 1からNo. 10については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 11からNo. 13については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田のみで31,017㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田のみで5,585㎡です。なお、13ページのNo. 4については、新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆9番（吉中 雅三）議案第9号農用地利用集積計画についてNo. 4を報告します。先月27日事務局と私とで現地調査をし、聞き取りには矢田推進委員と事務局2名と私の4名で実施しました。聞き取りには、借人であり申請者の・・・様が出席してくれました。皆様には事務局が準備してくれている新規設定における農地所在地図No. 4を御覧ください。只今、事務局が説明してくれた通りです。重複もしますがお許しください。申請地は布施屋駅に近く

駅の北東に位置し3筆が集団化していました。また申請地の北側にかなり幅の広い用水路があり、野菜作りに適した土地でした。又、現地は昨年度までは水稻を栽培し、良く管理された状態でした。聞き取りでは申請者で借人の・・・様は・・・の代表者で主に・・・を行っている他、農業部門ではすでに6年ほど前から岩橋、和佐地区を中心に3町程の農地を借り受け、主に青ネギを作付し、販売しています。出荷先は泉南市の・・・が主で他は・・・です。販売形態は契約栽培だとの事でした。今回の個人としての申請に至った理由については、・・・と出荷先の・・・の間で収穫農産物は他者に販売しないとの契約しているためだそうです。もっと販路を広げ有利販売につなげるためだそうです。営農計画では農業経営主の・・・氏の年齢は38歳と若く、年間270日は農業に従事し、収穫期には福祉法人から10人くらい来てもらっているそうです。ちなみに、・・・の従業員は45名程度いるそうです。作物は青ネギを作付し、作付面積は申請地全部の4,558㎡で農業収入は・・・万円で利益は・・・万円を見込んでいる。通作距離については市内・・・の自宅から9kmで、車で25分くらいだとの事。今後は生産性を上げ利益向上を目的として当該地区の農業振興に努力しますとの事でした。以上の点を考慮した結果、私の個人的な意見ですが、何ら問題がないように思われますが、この申請の可否についての判断は、委員皆様方に委ねることとして、以上報告を終わります。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第9号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意

見、ご質問はございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第9号は可決と決定しました。

議案第10号 非農地通知について、提案いたします。

◆関 技師 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和4年10月12日、三田地区坂田(29件、53筆)で和田推進委員とともに、また令和4年12月15日、小倉地区金谷(22件、40筆)で吉川農業委員、高倉推進委員とともに、令和4年12月21日、東山東地区塩ノ谷(24件、58筆)で矢田推進委員とともに、現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書14件の提出がありました。面積は、田が5筆、2,987㎡、畑が20筆、11,775㎡です。

議案書番号1～14について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われまます。なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第10号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第10号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

(なし、との声)

それでは、ないようでございますので、第32回総会を閉会いたします。

14時 閉会